

「世界とともに生きる日本—経済運営5ヵ年計画—」の進捗状況

平成3年12月

経済企画庁総合計画局

I. 豊かさを実感できる多様な国民生活の実現	55	2. 世界への貢献	87
1. 土地対策の推進と住生活の充実	55	(1) 貿易・直接投資を通じる貢献	87
(1) 土地対策の推進	56	(2) 経済協力の拡充	87
(2) 住宅対策の推進	59	(3) 発展途上国への資金還流の促進	89
(3) 快適な住生活の実現	60	(4) 国際通貨体制の安定への貢献と金融・資本市場の市場化・国際化	90
2. 労働時間の短縮と自由時間の充実	61	(5) 科学技術・文化面での貢献	92
(1) 労働時間の短縮	61	IV. 経済社会の基盤整備	98
(2) 自由時間の充実	64	1. 社会資本整備の推進	98
3. 物価構造の是正と消費生活の充実	64	(1) 整備の基本方向	98
(1) 物価構造の是正	64	(2) 整備方法に関する課題	103
(2) 消費生活の充実	67	2. 安定し安心できる国民生活の形成	104
II. 産業構造調整の円滑化と地域経済社会の均衡ある発展	69	(1) 雇用の安定	104
1. 産業構造調整の円滑化	69	(2) 高齢化に対応した社会保障の構築と自序努力の促進	107
(1) 新規産業の創出等	69	3. 教育・文化環境の整備、社会科学の振興等	111
(2) 国際化時代にふさわしい農林水産政策の推進	71	(1) 教育・文化環境の整備	111
2. 地域経済社会の均衡ある発展	75	(2) 科学技術の振興等と資源・エネルギー基盤の整備	115
(1) 広域経済圏の戦略的な育成	75	V. 規制緩和の推進	118
(2) 新たな地域産業政策への転換	77	1. 経済成長の成果の国民生活への応用	118
(3) 魅力ある地域づくりのための方策	80	2. より開かれた市場の形成	119
(4) 「東京問題」への対応	82	VI. 財政金融政策の運営	121
III. 対外不均衡の是正と世界への貢献	84	1. 財政政策	121
1. 対外不均衡の是正	85	2. 税制改革	122
(1) 市場アクセスの一層の改善	85	3. 金融政策	122
(2) 海外直接投資の推進	87		

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
<p>I. 豊かさを実感できる多様な国民生活の実現</p> <p>1. 土地対策の推進と住生活の充実</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民生活審議会における、ゆとり、安心、多様性のある国民生活の実現のための基本的方策の検討 国民生活審議会の消費者政策部会及び総合政策部会が、それぞれ本年10月及び11月に中間報告を公表。 ○ 総合土地対策要綱の策定（63.6.28閣議決定） 総合土地対策要綱に基づき、①首都機能、都市・産業機能等の分散、②宅地対策等の推進、③住宅対策の推進、④土地利用計画の広域性・詳細性の確保、⑤都市基盤施設整備の促進、⑥地価形成の適正化、⑦土地税制の活用、⑧国公有地の利活用、⑨土地に関するデータの整備、⑩土地行政の総合調整の推進、等の施策を実施。 ○ 今後の土地対策の重点実施方針の策定（元.12.21土地対策関係閣僚会議申し合わせ） 大都市地域における住宅・宅地供給の促進、土地税制の総合的見直し、業務核都市及び臨海部の整備、国公有地等の利活用、借地借家法の見直し、投機的な土地取引の抑制、公的土壌評価の適正化、開発利益の社会還元等の施策を、当面、重点的に推進。 ○ 土地基本法の制定（元.12.22施行） 土地についての公共の福祉優先、適正かつ計画に従った利用、投機的取引の抑制、価値の増加に伴う利益に応じた適切な負担という「土地についての基本理念」及び土地に関する施策の基本となる事項を定めることによる、土地対策の総合的推進。 ○ 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の改正（2.11.20施行） 住宅・宅地に係る供給基本方針の策定等、広域的観点から国と関係都府県が一体となって住宅・宅地供給の促進に取り組むための体制の整備。 また、同法に基づき、平成12年を供給目標年次とした、首都圏、近畿圏、中部圏それぞれの「供給基本方針」を策定（3.3.28）。更に、同方針に即して関係都府県により、「都府県供給計画」を策定。（3.8.～9.）

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
<p>(1)土地対策の推進</p>	<p>①土地取引の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第六期住宅建設五箇年計画（平成3年度～7年度）の策定 大都市地域における住宅・宅地対策の推進、高齢化社会への対応、地方における住宅対策の推進、公共賃貸住宅の適正な供給、金融、税制上の措置の拡充、新市街地の計画的な開発等について決定。 ○ 総合土地政策推進要綱の策定（3.1.25閣議決定） 土地基本法を踏まえた今後の総合的な土地政策の基本指針として、土地政策の目標を明示するとともに、中長期的な対策を含めた、次のような総合的な政策を決定し、実施中。 ①首都機能、都市・産業機能の分散、②土地取引規制等、③土地利用計画の整備・充実、④住宅・宅地の供給の促進、⑤土地の有効利用の促進、⑥土地関連融資規制、⑦土地に関する負担の合理化、⑧土地の適正な評価の推進、⑨土地に関する情報の整備・充実、⑩土地に関する基本理念の普及・啓発 ○ 地方公共団体に対し、監視区域制度の的確な運用について通達（元.10.27） ○ 地方公共団体に対し、監視区域制度の運用指針について通達（2.6.11） ○ 貸金業者、リース業者等、ノンバンク業界の6団体に対し、土地関連融資の厳正化について要請（元.10.27） ○ 国土利用計画法の改正（2.3.20施行） 監視区域内の土地の取引が投機的と認められる場合につき、勧告に関する特例の創設、及び、監視区域内の土地について遊休土地である旨を通知する場合の面積要件の引き下げ等。 ○ 金融機関に対し、土地関連融資について通達（2.3.27） 当面、不動産業向け貸出については公的な宅地開発等に対する貸出を除き、その増勢を総貸出の増勢以下に抑制することを目途として各金融機関において調整を図ること等を通達。 ○ 都道府県及び不動産業界団体に対し、投機的な土地取引の抑制について通達（2.4.25）

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
	<p>②高層化による土地の高度利用等</p> <p>③良質な新市街地の計画的開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産流通市場の整備・近代化を図るため、指定流通機構制度を施行(2.5.6) ○ 土地譲渡益課税に係る長期・短期区分の特例措置及び超短期重課の特例措置の適用期限の延長(2年度及び3年度税制改正) ○ 貸金業規制法の改正(3.9.1 施行) 土地に係る貸付の実態把握及び適正化のため、一定規模以上(500億円以上)の貸金業者に対する毎事業年度の事業報告書の提出規定の新設他。 ○ ノンバンクの貸付金等の実態調査を実施(貸付金残高上位200社(3.2.8)、上位300社(3.7.30)) ○ 道路法等の改正(元. 11.22 施行) 道路上下空間に建物を一体的に建築できるようにし、土地の高度利用を促進。 ○ 複合空間基盤施設整備事業の創設(元年度～) 鉄道等の各種都市施設の上空空間、建築空間等を活用した公共的施設の整備の実施。 ○ 都市計画法及び建築基準法の改正(2.11.20 施行) 住宅地高度利用地区計画、用途別容積型地区計画の創設により、良好な都市環境の確保等に配慮しつつ住宅・宅地供給に資する土地の高度利用を推進。 ○ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の制定(元. 9.27 施行) 都心からの距離等からみれば宅地開発適地であるにもかかわらず、交通手段としての鉄道が未整備である地域において、宅地開発と鉄道整備を一体的に推進し、大量の住宅地の円滑な供給と新たな鉄道の着実な整備を推進。常磐新線沿線開発に関する、地方公共団体が策定した同法に基づく基本計画を承認。(3.10.23)

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
	<p>④東京等大都市地域の市街化区域内農地の宅地化促進</p> <p>⑤企業等の保有する低未利用地の有効活用</p> <p>⑥土地保有課税の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産緑地法の改正 (3.9.10施行) 市街化区域内農地等について、宅地化するものと保全するものとに区分し、保全する農地等のより計画的、永続的な保全の推進。 ○ 三大都市圏の特定市の市街化区域内農地に対する固定資産税及び相続税に関する改正 (3年度税制改正) 平成4年以降、固定資産税及び相続税に関する特例措置について、賃貸住宅建設等を誘導する措置を講じた上で原則廃止。 ○ 農住組合法の改正 (3.5.20施行) 農住組合の一層の活用により、市街化区域内農地の計画的な宅地化。 ○ 市街化区域及び市街化調整区域の運用の改善 市街化区域内農地等について、積極的な市街化調整区域への編入を推進するため、市街化区域に囲まれることとなる区域(穴抜き市街化調整区域)の規模の基準を5haから2haへ引下げ。(3.9.10) ○ 国土利用計画法の改正 (2.3.20施行) (I. 1. (1)①参照) ○ 都市計画法及び建築基準法の改正 (2.11.20 施行) 一定の低・未利用地について遊休土地として都市計画上の位置付けを行い、その有効高度利用を促進する遊休土地転換利用促進地区制度を創設。 ○ 遊休土地転換利用促進地区に係る特別土地保有税の創設 (3年度税制改正) ○ 地価税の創設等土地税制に関する総合的見直しの実施 土地に関する税負担の適正、公平を確保しつつ土地政策に資するという観点から、土地の取得、保有、譲渡等の各段階における適切な課税のあり方について総合的な見直しの実施。土地の資産としての有利性を縮減するために土地の資産価値に応じた税負担を求める国税としての地価税の創設等を実施(4.1.1 から施行)。特別土地保有税の全般的見直し及び遊休地に対する課税の強化を行う等、所要の税制改正を実施。(3年度税制改正) また、固定資産税及び相続税における土地評価についての適正化を実施。(相続税については、平成4年分から実施)

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
(2)住宅対策の推進	<p>⑦借地・借家法の見直し</p> <p>①住宅需要の高度化、多様化等に対応した融資制度の充実等</p> <p>②一定規模以上の良質な貸家の建設推進</p> <p>③借地方式の活用、国公有地の活用等による公的住宅の供給推進</p> <p>④増改築等リフォームの推進</p>	<p>○ 法制審議会答申「借地法等改正要綱」(3.2.4) 本答申に基づき、第120国会へ「借地借家法案」を提出、継続審議として、第121回臨時国会において審議、一部修正のうえ3.9.30可決成立。(3.10.4公布) 借地や借家に対する需要の多様化の実情に応じた新しい借地・借家関係の構築。</p> <p>○ 住宅金融公庫融資の拡充(元年度～3年度) 貸付限度額の引上げ、3階建以上の住宅に対する割増貸付けの実施、大都市居住特別貸付制度の創設等。</p> <p>○ 住宅取得促進税制の拡充等(元年度～3年度税制改正)</p> <p>○ 住宅金融公庫融資における小規模敷地活用型賃貸住宅貸付制度の創設(元年度) 東京圏、大阪圏において、敷地規模500㎡以下(但し165㎡以上、建物規模4戸以上)の賃貸住宅についても融資を開始。</p> <p>○ 住宅金融公庫融資における土地担保賃貸住宅貸付制度の拡充 ファミリー向け賃貸住宅に対する貸付限度額の大幅引上げ。(3年度～)</p> <p>○ 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の改正(3.4.1施行) 制度の9年間延長を行うとともに、一括借上方式による賃貸住宅建設も対象とする制度を導入。</p> <p>○ 新築貸家住宅の割増償却の改善(元年度、2年度税制改正)</p> <p>○ 市街地住宅供給促進事業の拡充(3年度～) 土地所有者等の建設する複合施設と同一敷地で一体的建設に基づいて公的住宅の建設を行い、職住近接に資する良質な住宅の供給の推進。</p> <p>○ 増改築に係る住宅取得促進税制の拡充(2年度税制改正)</p>

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
<p>(3)快適な住生活の実現</p>	<p>⑤公共賃貸住宅、民間木賃住宅の建て替え等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地住宅密集地区再生事業の創設、拡充（元年度～3年度） 低層住宅密集地区の再生を図るため、老朽建築物等の除却、建て替え及び地区施設の整備等を実施。 ○ 公共賃貸住宅団地総合再生事業の拡充（公共賃貸住宅総合再生事業）（2年度～） 市町村単位の総合的な再生マスタープランの策定費補助。 ○ 地域リロケーション住宅供給事業の創設（2年度～） 従前居住者のための仮住居等としての賃貸住宅建設に対する補助 ○ 公営住宅等の建替促進に資する従前居住者家賃対策補助の創設（3年度～）
	<p>⑥住替えの円滑化、住宅性能の向上・価格の低廉化等</p> <p>①住民の共同による家づくり、街づくり</p> <p>②高齢者の安全性、快適性を考慮した住宅等の整備、福祉政策と住宅政策との的確な連携</p> <p>③マルチハビテーションや自然体験学習の実施への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅金融公庫におけるリフレッシュ住宅貸付制度の創設（2年度～） 一定の改良が施された既存住宅の購入について貸付条件の優遇措置を新設。 ○ 中高層住宅生産供給合理化プロジェクトの推進（2年度～6年度） 中高層住宅生産システムの総合的な開発を行い、各種ニーズに対応する中高層住宅生産供給手法を確立。 ○ コミュニティ住環境整備事業の創設（元年度～） 住民の建物の共同建て替え等により、住環境が劣っていると認められる住宅地区の居住条件の改善と環境の整備の実行。 ○ 住宅金融公庫融資における高齢化社会対応住宅に対する割増貸付制度の創設（3年度～） 高齢者の生活の利便が確保できる構造・仕様等を備えた住宅の建設促進。 ○ 住宅金融公庫における都市・田園複合居住用住宅貸付けの貸付対象地域の拡大（2年度～）

事 項	計 画 の 概 要	推 進 状 況
<p>2. 労働時間の短縮と自由時間の充実 (1)労働時間の短縮</p>	<p>④モデル的地区での重点的な景観の向上</p> <p>⑤各種都市・生活型公害の防止</p> <p>⑥環境に負荷を与えにくい都市システムの形成</p> <p>⑦各種化学物質等による新たな汚染への配慮</p> <p>①改正労働基準法の円滑な施行、中小・零細企業に対する指導、援助や企業の枠を超えた労使の枠組みの推進</p>	<p>○ 歴史的建築物等活用型再開発事業（メモリアル再開発事業）の創設（元年度） 歴史的建築物等を活用し、良好な景観形成と個性豊かなまちづくりを推進。</p> <p>○ 第7次下水道整備5箇年計画の策定（3.3.22閣議了解）</p> <p>○ 水質汚濁防止法等の改正（2.9.22施行） 生活排水についての対策を推進するため、水質汚濁防止法の目的に生活排水対策を加え、行政及び国民の責務を明確にするとともに、生活排水対策の総合的・計画的推進に関する規定を整備。</p> <p>○ スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の制定（2.12.27施行） スパイクタイヤ粉じんによる国民への健康被害・生活被害を防止するため環境庁長官の指定する地域におけるスパイクタイヤの使用を規制。</p> <p>○ 自動車排出ガスの量の許容限度の改正（3.3.18）</p> <p>○ 環境保全型都市システム計画策定補助制度の創設（2年度～） 環境保全型都市システム整備計画を策定する都道府県・政令指定都市に対する計画策定補助制度。</p> <p>○ 水質汚濁防止法の改正（元.10.1施行） 水質汚濁防止法等に定める有害物質にトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加するとともに、水質汚濁防止法を改正し有害物質を含む水の地下浸透を禁止する等の措置を新たに規定。</p> <p>○ 土壌の汚染に関する環境規準の告示（3.8.23） 公害対策基本法に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい規準として、カドミウム等10物質について土壌の汚染に係る環境基準を告示。</p> <p>○ 労働基準法第32条第1項の労働時間等に係る暫定措置に関する政令の改正（3.4.1施行） 週法定労働時間の段階的短縮の第2ステップとして、1週間の法定労働時間を46時間から44時間に変更。</p>